

地域活動への支援

※令和7年度寒河江市除排雪活動補助金について※

◎事業の目的

町会等が市の除排雪事業と協力して行い、地域の除排雪活動に対し補助金を交付する。

◎補助金額

区分	種別	借受台数	補助額
運搬車	10t車	1台当たり	借受け料の2/3又は40,000円のいずれか低い額
	4t車	1台当たり	借受け料の2/3又は27,000円のいずれか低い額
	2t車以下	1台当たり	借受け料の2/3又は24,000円のいずれか低い額
除雪機械		1台当たり	借受け料の2/3又は40,000円のいずれか低い額
燃料費		1台当たり	1時間当たり300円 (但し、1回の除排雪活動における燃料費の補助総額は20,000円を限度とする。)

※1回当たりの限度額12万円（借受けた運搬車両等の補助額の合計）

※補助額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

※補助金の交付は1シーズン当たり3回を限度とする。

ただし、寒河江市豪雪対策本部（積雪量80cm程度以上）が設置された場合、4回を限度とする。

◎補助対象活動

町会及びPTA並びに農業者団体等が除雪用運搬車両及び除雪機械等を用いて行う生活道路の除排雪活動

◎必要な書類

【交付申請書提出時】

交付申請書、事業計画書、収支予算書、除排雪活動を行う範囲を示す地図、見積書

【実績報告書提出時】

除排雪活動実績報告書、収支精算書、領収書等の写し、除排雪活動状況記録写真等、通帳の写し

◎その他

市所有のロータリー除雪車の派遣も行っておりますが、一斉除雪等により使用できない場合があるためご了承をお願いいたします。

※詳しくは、令和7年度寒河江市除排雪活動補助金交付要綱を参照して下さい。

